平成２１年（フ）第６７号
長野県茅野市北山4035番地81
破産者　北村　隆志
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１４号
岐阜県高山市上三之町93番地
破産者　萬葉　義一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第７０１２号
三重県名張市つつじが丘北４番町147番地、開始決定時の住所大阪府藤井寺市道明寺６丁目15番２号
破産者　笹田　勝教
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２５号
大阪市東淀川区菅原４丁目10番６号
破産者　谷口　　亨
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１８号
大阪市平野区瓜破３丁目３―65平野エンビハイツ112号室、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破東１丁目１番２―703号
破産者　中川　信一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２４号
大阪府吹田市佐井寺３丁目24―12、開始決定時の住所大阪府吹田市佐竹台４丁目１番10―1113号
破産者　大上　真弘
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５７号
大阪市北区本庄東２丁目２番31号新納ビル601号室、前住所大阪市西淀川区野里３丁目３番57―601号
破産者　メンバーズＮＩＮＡこと　荒木美代子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７７号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番８―510号
破産者　竹元　桑三
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６２号
大阪府東大阪市足代北１丁目18番18号　セザール東邦501号
破産者　古賀　美晴（旧姓敷島）
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７０８号
大阪府豊中市岡町南３丁目２番11―107号
破産者　松下　信一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０１号
大阪市鶴見区今津中４丁目５番19―313号
破産者　冨士枝秀治
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３９号
沖縄県国頭郡本部町東423番地　さくらハイツ301号金城睦方、開始決定時の住所大阪府門真市上野口町46番30号
破産者　大畑　幸広
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５４０号
大阪市天王寺区勝山１―10―13マノアール真法院202号室、開始決定時の住所大阪市東成区玉津２丁目９番20号
破産者　田倉　久謹
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０７号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ７―107号
破産者　レフィーナトレーディングこと　小谷　次良
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９号
堺市北区東浅香山町１丁270番地９
破産者　南大阪クリーンサービスこと　川井　俊廣
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７５号
堺市南区三原台２丁７番２―202号
破産者　金井　智子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７３号
大阪府河内長野市北青葉台20番29号、前住所大阪府河内長野市旭ヶ丘５番３号
破産者　北山　隆次
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３６９号
札幌市東区北45条東12丁目２番８―203号、破産開始決定時の住所北海道江別市朝日町21番地の59
破産者　高瀬　和彦
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部